

けて処理することが望ましい。

資産・負債・資本の部

区分	勘定科目	説明
資産勘定	流動資産	
	現金・預金	(ア) 現金、手許にある当座小切手、送金小切手、送金為替手形、預金手形、郵便為替証書、振替貯金払出証書、官庁支払命令書、既に期限の到来している公社債利札など現金と同じ性質を持つもの及び小口現金など (イ) 当座預金、普通預金、定期預金、通知預金、郵便貯金、郵便振替貯金、金銭信託その他金融機関に対する各種掛金など。ただし、契約期間が1年を超えるものは「その他の資産」に含める。 施設運営事業収益に対する未収入金 施設運営事業収益以外の収益に対する未収入金
	受取手形	経常的な活動によって生じた手形債権は施設運営事業活動上生じた債権とその他債権に区別する。売却等の取引によって生じた手形債権は区別して表示する。なお、金融手形は短期又は長期の貸付金に含める。
	有価証券	国債、地方債、株式、社債、証券投資信託又は貸付信託の受益証券など市場性のある有価証券で一時的所有のもの
	医薬品	医薬品（費用勘定の医薬品費参照）のたな卸高
	給食用材料	給食用材料（費用勘定の給食用材料費等参照）のたな卸高
	貯蔵品	(ア) 施設療養材料（費用勘定の施設療養材料費参照）のたな卸高

	(イ) 施設療養消耗器具備品（費用勘定の施設療養消耗器具備品費参照）のたな卸高 (ウ) その他の消耗品及び消耗器具備品（費用勘定の消耗品費、消耗器具備品費参照）のたな卸高
短期貸付金	職員、他会計、本支部などに対する貸付金（1年以内に回収できるもの）。 ただし、役員、職員に対する貸付金はそれ以外の貸付金と区別し、その内容を明示する科目名を使用する。
前払金	諸材料、燃料の購入代金の前渡額、修繕代金の前渡額、その他これに類する前渡額
未収収益	受取利息、賃貸料など債権としては確定していないが、当期末までに収益として発生した金額
前払費用	火災保険料、賃借料などの前払分のうち未経過分の金額
その他の流動資産	立替金、仮払金など前記の科目に属さない債権であつて1年以内に回収可能なものの。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。
徴収不能引当金	施設運営事業収益に対する施設運営事業未収金や受取手形等について回収不能額を見積ったときの引当額
貸倒引当金	施設運営事業収益以外の収益に対する未収金や受取手形等について回収不能額を見積ったときの引当額
固定資産 (有形固定資産)	
土 地	
建 物	施設棟、管理棟など施設に属する建物
建物付属設備	電気、空調、冷暖房、昇降機、給排水など建物に付属する設備
構築物	貯水池、門、へいなど建物及び付帯設備以外の工作物、土木設備であつて土地に定着したもの
医療用器械備品	治療、検査、看護など医療用の機械、器具、備品など
その他の器械備品	その他前記の科目に属さない器械、器具、備品など

負債勘定	車両船舶	自動車、船舶など
	その他の有形固定資産	立木竹など前記の科目に属さないもの。ただし、金額の大きいものについては独立した勘定科目を設けて処理することが望ましい。
	建設仮勘定	有形固定資産の建設、拡張、改造などの工事が完了し稼働するまでの請負前渡金、建設用材料部品などの買入代金など
	減価償却累計額	土地を除く有形固定資産について行った減価償却累計額
	(無形固定資産)	
	借地権	地上権及び貸借地の総称
	電話加入権	電話を取得するために要した金額。ただし、電話債券は「有価証券」又は「その他の資産」に、また、電話債券を売却したときの売却損は電話加入権に含める。
	その他の無形固定資産	引揚権、特許権など前記の科目に属さないもので期間が1年を超えるもの。ただし、金額の大きいものについては独立した勘定科目を設けて処理することが望ましい。
	(その他の資産)	
	長期貸付金	他会計、本支部などに対する貸付金であつて期間が1年を超えるもの
	その他の投資	投資公債、貸付信託、投資信託、関係団体に対する払込済出資金、長期前払費用など前記の科目に属さないもの。ただし、金額の大きいものについては独立した勘定科目を設けて処理することが望ましい。
	繰延資産	
	創立費	法人の設立登記までに要した費用
	その他の繰延資産	開業費など前記の科目に属さない費用。ただし、金額の大きいものについては独立した勘定科目を設けて処理することが望ましい。
	流動負債	
	買掛金	医薬品、施設療養材料、消耗品などたな卸資産に対する未払債務
	支払手形	手形上の債務。経常的な活動によつて生じた手形債務は施設運営事業活動上生じた債務とその他債務に区別する。金融手形は「短期借入金」又は「長期借入金」に含める。又、建物設備等の購入等の取引によつて生じた債務は区別して

	表示する。
未払金	機械、備品など償却資産及び施設運営事業費用等に対する未払債務
短期借入金	公庫、事業団、銀行などからの借入金及び一般会計、本支部、他会計からの借入金であつて、期間が1年以内のもの
預り金	入所者預り金など職員以外の者からの一時的な預り金
職員預り金	源泉徴収税及び社会保険料などの徴収額、職員の身許保証金などの一時的な預り金
未払費用	支払利息、賃借料など債務としては確立していないが、当期費用として発生した金額
前受収益	受取利息、賃貸料などの前受分のうち未経過分の金額
修繕引当金	修繕費に対する引当額
賞与引当金	賞与に対する引当額
その他の引当金	前記の科目に属さない引当金。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。
その他の流動負債	仮受金など前記の科目に属さない債務であつて、期間が1年以内のもの。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。
固定負債	
長期借入金	地方債及び公庫、事業団、銀行などからの借入金並びに一般会計、本支部、他会計からの借入金であつて期間が1年を超えるもの
長期未払金	器械、備品など償却資産に対する未払債務のうち期間が1年を超えるもの
退職給与引当金	退職給与に対する引当金
その他の固定負債	前記の科目に属さない債務であつて、期間が1年を超えるもの。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。
資本勘定	「資本金」を「出資金」、「基金」などとしても差し支えない。 ただし、施設独自に計上できない場合は、施設分として投資された金額を可能な限り表示すること。
資本金	

資本金	一般出資金、政府出資金、自治体出資金など 資本主の出資金
資本剰余金	
国庫等補助金	資本助成を目的とした国庫等補助金（建設助成金）
指定寄付金	資本助成を目的として指定された寄付金
その他の資本剰余金	保険差益など前記の科目に属さない資本剰余金。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。
利益剰余金	
任意積立金	利益準備金、減債積立金、欠損補填積立金、退職給与積立金など、定款の規約、総会の決議などによつて積立てられた利益剰余金及び租税特別措置法などによつて積立てられた価格変動準備金、特別減価償却準備金など。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。
当期末処分利益	